

議案第 62 号

多可町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

多可町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 5 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町印鑑条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町印鑑条例（平成17年多可町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法のいずれかにより印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、登録証の添付を要しない。

(1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用し、町長が指定する専用の証明書発行端末機に暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。）を自ら入力する方法

(2) 利用者証明用電子証明書（個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（町の電子計算組織と通信回線で接続された端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法

第15条第1号中「登録証」の前に「前条第1項の場合において、」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第4項の場合において、暗証番号の入力若しくはこれに代わる認証が正しく行われなかったとき又は利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町印鑑条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u> を利用し、町長が指定する専用の証明書発行端末機又は多機能端末機（町の電子計算組織と通信回線で接続された町又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）を入力することにより、<u>印鑑登録証明書の申請をし、交付を受けることができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 登録証の提出がないとき。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法のいずれかにより<u>印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、登録証の添付を要しない。</u></p> <p>(1) <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）</u> を利用し、町長が指定する専用の証明書発行端末機に暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。）を自ら入力する方法</p> <p>(2) <u>利用者証明用電子証明書（個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）</u> を利用して、多機能端末機（町の電子計算組織と通信回線で接続された端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に暗証番号を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法</p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項の場合において、登録証の提出がないとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第4項の場合において、暗証番号の入力若しくはこれに代わる認証が正しく行われなかったとき又は利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(3) (略)</p>